



2022年
9.1
第3号

特別支援学校支部だより

笑顔の輪

発行所 富山県教職員組合
富山市千歳町1-2-7 教育会館内
TEL (076) 441-4451 FAX 441-3910
Eメール ttu@room.ocn.ne.jp

特別支援学校支部担当の門廻です。コロナの第7波により普段より気を遣いながら夏季休業中を過ごされた方も多いのではないのでしょうか。私も予定されていた会議や研修の多くがWeb開催となりましたが、県内外の多くの方々との意見交換したり情報共有したりする機会をもつことができました。県内や他県の働き方改革の好事例や教育情勢、制度などについて皆さんへお知らせできればいいなと思っています。



感染症対策実施中

さて、8月の集団交渉では要望のあった内容について、県教委と交渉を行いました。納得のいく回答を得ることができない内容もありましたが、「継続は力なり」で今後も粘り強く交渉していきたいと思います。秋には特別支援学校支部、寄宿舎教員部など単独での交渉も行います。働きやすい職場や一人ひとりのワーク・ライフ・バランス実現のためにどうなればよいかを考え、声をあげていただきたいと思います。

「県教委集団交渉」 8月4日(木) 総合教育センター

特別支援教育については、教職員、保護者や障がい当事者の要望を十分理解してすすめること。県立特別支援学校及び寄宿舎の増設・改修を計画的にすすめること。



杉本 支部長

寄宿舎が生活の場として、安心・安全なものになるように改築・改修してください。

体育館にエアコンいれてください。



門廻

「特別支援学校設置基準」に基づいて、各学校の施設・設備を新しくしたり修理したりしてください。

新しく屋外遊具を設置してください。



県教委

体育館へのエアコン設置については、大掛かりな改修が必要になることや、すべての特別教室にエアコンを設置することが優先であると考えています。各学校の増設・改修については、長寿命化計画に基づいて、各学校の要望も参考にしながら優先度の高いものから実施していきたいと思います。高岡支援学校については、小学部の児童増加にともなって小学部棟の増築を進めているところです。

県教委からの回答は、到底納得のいくものではなく。要望した内容は、優先度の高いものであることを理解してもらうとりくみを続け、継続して交渉していきたいです！！！！

人事院勧告

※富山県人事委員会の勧告は10月ごろに出される予定です。

8月8日に人事院勧告がありました。今年度のポイントは以下のとおりです。

- ①民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、若年層の棒級月額を引上げ。(30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について改定)
- ②ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。(4.30月分→4.40月分)



「第39回寄宿舎教員部定期総会」 7月1日(金)自治労とやま会館

7月1日(金)に行われた、第39回寄宿舎教員部定期総会では、冒頭に新寄宿舎部長の森川部長より力強いあいさつがありました。その後、今年度の予算(案)や運動方針(案)について、活発な意見交換が行われ、全ての議案が承認されました。



あなたならどう考えますか？(教員を取り巻く政策制度について)



①特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)

・文科省から2022年3月31日に出された通知では「特別支援教育は特定の教師のみに負わせられる課題ではもはやなく全ての学校関係者が教育の一つの柱として正面から受け止めるべきもの」として「原則として教員採用後10年以内に特別支援学級担任や特別支援学校教員を複数年経験すること」としています。2024年度には各方策を実施となっています。

この制度の実施により、特別支援学校はどう変わるでしょう？

②インクルーシブ教育

・2006年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約(CRPD)」の第24条でインクルーシブ教育の権利という認識が生まれました。しかし条約がめざすインクルーシブ教育と日本の特別支援教育には以下のような違いがあります。

	条約がめざすインクルーシブ教育	特別支援教育
目的	・ 尊厳の尊重、無差別平等、インクルージョン(条約3条) ・ 24条1項「尊厳、多様性の尊重、最大限の発達、自由な社会への効果的な参加」 = 社会モデル	・ 学校教育法72条などの規定。「特別支援教育の目的」 = 「～ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」 = 医学モデル
学校の在り方 / 就学先の決定	・ 生まれ育った地域で、同級生と障害の種別や程度で分離されないようにすべき。 ・ 通常学級をベースとし、フルインクルージョンをめざす ・ 多様な学びの場ではなく多様な学びの形・インクルーシブ教育は通常学級の改革のプロセスを含む = 原則は地域の通常学校・通常学級で。 ・ 言語としての手話での教育など、希望する場合は特別支援学校などへ。	・ 通常学級、通級、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場 ・ ニュートラルに学びの場が選べるような体制づくり ・ 就学先は本人保護者の意見を尊重しながら総合的に判断 = 原則なし
合理的配慮	・ 障害の程度などではなく社会的なニーズによって提供されるもの = 社会モデル ・ (どこの学校や学級にいようと) すべての障害のある子どもに必要な支援や合理的配慮をすべき ・ 2つの権利の保障(分離されない権利、合理的配慮を受ける権利)	・ 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい(文科省特特委報告)。 = 医学モデル ・ 教員の配置、就学奨励費など支援が通常学級に行っている障害のある子どもに不利な状態

第1回障害児教育研究集会 DPI日本会議 崔栄繁 講演資料より抜粋

子どもの権利条約と日本の特別支援教育がめざす教育や社会を、職員室に置き換えて考えるとどちらが働きやすいでしょう？

③公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(改正給特法)

・2021年4月より施行されている改正給特法により学校の先生は4%(約8時間分)の教職調整額をもらっており、時間外勤務手当はありません。時間外勤務については、一部を除いて「教員が自発的に行ったもの」とされています。また同法では業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが定められました。これを受けて文科省は、時間外在校等時間は月45時間、年360時間を上限とする指針を出しました。

このように学校の先生に「聖職者」のような対応を求める法律がある一方で、日本国憲法における「勤労者」や労働基準法などにおける「労働者」としての権利も一部を除いて保障されています。

あなたは「聖職者」ですか？「労働者」ですか？それとも？